

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則

令和2年10月5日（神戸市規則第31号）

改正 令和3年3月31日（神戸市規則第61号）

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 土砂等の不適正な処理の防止（第2条—第21条）

第3章 保証金の預託（第22条・第23条）

第4章 土地所有者の責務（第24条）

第5章 土砂搬入禁止区域（第25条）

第6章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年6月条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 土砂等の不適正な処理の防止

（土壌安全基準）

第2条 条例第7条第1項に規定する規則で定める土壌の安全に関する基準（以下「土壌安全基準」という。）は、別表第1の左欄に掲げる土砂等に含まれる物質の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（生活環境の保全上必要な措置が図られている土砂埋立て等）

第3条 条例第7条第1項に規定する規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる土砂埋立て等とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この条及び次条において「法」という。）第8条第1項に規定する許可を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この条及び次条において「政令」という。）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等

- (2) 法第15条第1項に規定する許可を受けた政令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等
- (3) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項，第4項又は第5項の規定により実施する汚染の除去等の措置として行う土砂埋立て等
- (4) 土壌汚染対策法第12条第1項の規定による届出に基づき行う土地の形質の変更として行う土砂埋立て等
（許可を要しない特定事業）

第4条 条例第8条第1号に規定する規則で定める公共的団体は，次に掲げる公共的団体とする。

- (1) 地方住宅供給公社
- (2) 独立行政法人空港周辺整備機構
- (3) 地方道路公社
- (4) 日本下水道事業団
- (5) 土地開発公社
- (6) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (7) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- (8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (9) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (10) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (11) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (12) 独立行政法人水資源機構
- (13) 独立行政法人都市再生機構

2 条例第8条第1号に規定する規則で定める事業は，次に掲げる事業とする。

- (1) 国又は地方公共団体が行う事業
- (2) 地方住宅供給公社が，地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第21条第3項に規定する業務として行う事業
- (3) 独立行政法人空港周辺整備機構が，公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第28条各項に規定する業務として行う事業

- (4) 地方道路公社が，地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第21条第1項から第3項までに規定する業務として行う事業
 - (5) 日本下水道事業団が，日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）第26条第1項に規定する業務として行う事業
 - (6) 土地開発公社が，公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第1項又は第2項に規定する業務として行う事業
 - (7) 国立研究開発法人森林研究・整備機構が，国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）附則第6条第1項又は第8条第1項に規定する業務として行う事業
 - (8) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が，独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号）第11条第1項に規定する業務として行う事業
 - (9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が，独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項に規定する業務として行う事業
 - (10) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が，独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第11条第1項に規定する職業能力開発業務として行う事業
 - (11) 独立行政法人労働者健康安全機構が，独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号）第12条第1項に規定する業務として行う事業
 - (12) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が，独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）第13条第1項又は第3項に規定する業務として行う事業
 - (13) 独立行政法人水資源機構が，独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項又は第2項に規定する業務として行う事業
 - (14) 独立行政法人都市再生機構が，独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第1項から第3項まで又は附則第12条第1項に規定する業務として行う事業
- 3 条例第8条第3号に規定する規則で定める事業は，前条各号に掲げる土砂埋

立て等の事業のほか，次に掲げる土砂埋立て等の事業とする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業として行う土砂埋立て等の事業
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う土砂埋立て等の事業
- (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業として行う土砂埋立て等の事業
- (4) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第8号に規定する野積場（同項に規定する港湾施設又は同条第6項の規定により当該港湾施設とみなされるものに限る。）において行う土砂埋立て等の事業
- (5) 法第15条第1項に規定する許可を受けた政令第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等の事業
- (6) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第20条第1項に規定する民間都市再生事業計画の認定を受けて行う土砂埋立て等の事業
（事前協議）

第5条 条例第9条第1項に規定する事前協議は，事前協議書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項に規定する事前協議書に記載する事項は，次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第8条の許可を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては，その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに連絡先並びに現場責任者の氏名，住所及び連絡先
- (2) 特定事業の事業区域の位置，土地の地目及び面積
- (3) 特定事業の目的
- (4) 特定事業の期間
- (5) 予定搬入土量及び土砂採取予定場所
- (6) 特定事業完了後の土地利用計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項

3 第1項の事前協議書には，次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 条例第8条の許可を受けようとする者の住民票の写し（法人にあっては，

登記事項証明書)

- (2) 事業区域の周辺位置図
- (3) 事業区域の現況を示す写真
- (4) 事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (5) 事業区域の土地所有者の一覧
- (6) 次に掲げる事項を示す事業区域及びその周辺の平面図
 - ア 方位
 - イ 事業区域の境界
 - ウ 事業区域の出入り口
 - エ 土砂埋立て等の用に供する区域
 - オ 事務所その他の工作物を設置する位置
- (7) 特定事業に使用する土砂等の量（一時たい積事業にあつては，最大たい積時における土砂等の量）の計算書
- (8) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置の内容を示す書類
- (9) 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置の内容を示す書類
- (10) 排水工その他の排水施設の構造及び能力を示す書類又は図面，配置の状況を示す平面図，排水の計画及び汚染状態を測定するために排水を採取する場所を示す平面図
- (11) 特定事業の施工期間中における事業区域内から発生する粉じん，騒音及び振動を防止するために講ずる措置の内容を示す書類
- (12) 特定事業の施工期間中における災害を防止するための施設その他の措置の状況を示す事業区域の平面図及び断面図並びに施工期間中における災害を防止するために講ずる措置の内容を示す書類
- (13) 特定事業が完了した場合の事業区域の構造（一時たい積事業にあつては，最大たい積時における土砂等のたい積の状況を示す断面図）及び特定事業を行う前の事業区域の構造を示す平面図及び断面図
- (14) 土砂埋立て等の用に供する区域の構造の安全性を証する書類又は図面
- (15) 特定事業の施工中及び施工後の当該事業区域とその周辺の地域の景観にお

いて、自然環境との調和を図るために講ずる措置を示す書類又は図面

(16) 条例第10条第1項に規定する説明会の開催計画書（様式第2号）

(17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面
（説明会等）

第6条 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第12条各号に掲げる事項

(2) 事業区域の周辺位置図

2 条例第10条第1項に規定する規則で定める周辺地域の住民等は、次に掲げるものとする。

(1) 特定事業の事業区域（以下「特定事業区域」という。）の境界から水平距離が15メートルの範囲内の住民及び自治会（当該特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合に限る。）

(2) 特定事業区域の境界から水平距離が50メートルの範囲内の住民及び自治会（当該特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合に限る。）

(3) 特定事業区域からの排水が流入する河川その他の公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の下流において、現に農業用水として取水している者及び土地改良区その他これに類する団体

3 条例第8条の許可を受けようとする者は、条例第10条第1項に規定する説明会を開催するに当たっては、あらかじめ事業区域において、資料の提示その他適切な方法により事業計画の周知に努めるものとする。

4 条例第10条第2項に規定する説明会等に関する報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

（土地所有者の同意）

第7条 条例第11条第1項及び第3項に規定する規則で定める書面（以下「同意書」という。）の様式は、様式第4号のとおりとする。

（許可の申請）

第8条 条例第12条に規定する規則で定める申請書の様式は、様式第5号のとおりとする。

りとする。

2 条例第12条に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第5条第3項第1号から第15号までに掲げる書類
- (2) 第6条第4項に規定する報告書
- (3) 前条に規定する同意書
- (4) 土地所有者の印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書）
- (5) 条例第8条の許可を受けようとする者及び現場責任者が条例第15条第1項第1号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（様式第6号）
- (6) 申請書を提出する年度の直前3年の貸借対照表，損益計算書及び法人税に係る納税証明書であって納付すべき税額，納付した税額及び未納税額等を証明するもの（いずれも条例第8条の許可を受けようとする者が法人の場合に限る。）
- (7) 資産に関する調書（様式第7号）及び申請書を提出する年度の直前3年の所得税に係る納税証明書（いずれも条例第8条の許可を受けようとする者が個人の場合に限る。）
- (8) 特定事業の施工に要する経費に係る資金調達計画書（様式第8号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類又は図面（環境影響調査）

第9条 条例第14条第1項及び第2項に規定する規則で定める規模は，面積10,000平方メートルとする。

2 条例第14条第1項に規定する調査及び予測は，次の各号に掲げる項目の区分に応じ，当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 事業区域及びその周辺地域における大気質，騒音，振動及び水質 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について（平成18年9月4日付環廃対060904002号・環廃産060904004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）別添廃棄物処理施設生活環境影響調査指針第3章に規定する方法に準じた方法

(2) 事業区域及びその周辺地域における自然環境 神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第8条第1項の規定に基づく環境影響評価等技術指針に定める植物、動物及び生態系に係る調査及び予測の手法に準じた方法

3 条例第14条第1項に規定する結果を記載した書類は、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 前項に掲げる項目の現況及びその把握方法

(2) 特定事業が前項に掲げる項目に及ぼす影響の程度を分析した結果

(3) 生活環境及び自然環境を保全するために講じる措置の内容（前号に規定する分析の結果、生活環境及び自然環境を保全するための措置を講じる必要がある場合に限る。）

（特定事業に係る区域の基準）

第10条 条例第15条第1項第10号（条例第16条第4項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）に規定する規則で定める構造上の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 盛土に係る法面の勾配が30度以下であること。

(2) 盛土に係る法面に樹木、竹又は芝その他地被植物を植栽し、その種子をまき、又は必要に応じてその他の法面保護の措置を適切に講ずるものであること。

(3) 盛土の高さが30メートルを超えないこと。

(4) 盛土の高さが5メートルを超える場合は、原則として5メートルごとに小段を設置すること。

(5) 盛土の高さが15メートルを超える場合は、安定計算をした結果に基づく安全性が確保されていること。

(6) 土砂等の流出又は崩落の発生を防止するため、必要な措置が講じられていること。

(7) 雨水その他これに類するものを適切に排水するために十分な能力及び構造を有する排水工を設置すること。

(8) 溪間への土砂埋立て等にあつては、法留堰堤及び埋設堰堤を設置するとと

もに、地下水を適切に排除するための措置を講ずるものであること。

(9) 前各号に定めるもののほか、土砂埋立て等の構造は、土砂埋立て等に用いる土砂等の性質、土砂埋立て等の高さ、地形、気象その他の状況を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

2 条例第15条第2項に規定する規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項に規定する許可を要する行為
- (2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を要する行為
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定による許可を要する行為
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可を要する行為
- (5) 砂防指定地管理条例（平成15年兵庫県条例第30号）第4条第1項の規定による許可を要する行為

3 条例第15条第3項に規定する規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為は、都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可を要する行為とする。

（変更の許可等）

第11条 条例第16条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、条例第12条第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる事項の変更とする。

2 条例第16条第2項に規定する規則で定める申請書の様式は、様式第9号のとおりとする。

3 条例第16条第2項に規定する規則で定める書類及び図面は、第8条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち、当該変更に係る書類及び図面とする。

4 条例第16条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第8条の許可を受けた年月日及び許可番号

(2) 事業区域の位置

(3) 変更予定年月日

5 条例第16条第3項の規定による届出は、特定事業軽微変更届（様式第10号）により行うものとする。

6 前項の届出には、変更内容を説明する書類を添付するものとする。

（土砂等の搬入の届出）

第12条 条例第18条第1項に規定する規則で定める届出書の様式は、様式第11号のとおりとする。

2 条例第18条第1項に規定する書面として規則で定めるものは、土砂等採取場所の土地所有者、土砂等の発生を伴う事業を行った者その他の権原に基づき当該土砂等の採取を行った者が発行する土砂等採取場所証明書（様式第12号）とする。

3 条例第18条第2項各号列記以外の部分に規定する書面として規則で定めるものは、土壌汚染対策法第3条第1項に規定する環境大臣が指定する者又は計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する登録を受けた者が発行した搬入しようとする土砂等に係る検査の結果を証する書面とする。

4 条例第18条第2項第2号に規定する書面として規則で定めるものは、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による採取計画の認可又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可を受けていることを証する書面とする。

（搬入搬出管理簿）

第13条 条例第19条に規定する搬入搬出管理簿の様式は、様式第13号のとおりとする。

（標識の掲示）

第14条 条例第20条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 許可年月日及び許可番号

(2) 特定事業の許可を受けた者の住所又は所在地及び連絡先

(3) 特定事業の目的

(4) 特定事業の施工期間

(5) 土砂埋立て等に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入予定量（一時的積事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）

2 前項に掲げる事項を記載した標識は、様式第14号のとおりとする。

（搬入土砂の検査及び報告）

第15条 条例第21条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 搬入する全ての土砂等について、重機その他これに類するものにより攪拌し、廃棄物及び土壌を汚染するおそれがある物の混入又は付着の状況を確認すること。

(2) 前号による確認を行っている間は、搬入車両を待機させておくこと。

2 条例第21条第3項に規定する報告は、搬入土砂検査結果報告書（様式第15号）により行うものとする。

3 前項の報告は、事業開始後、連続する3月ごとに取りまとめ、当該取りまとめた月の翌月に市長に提出するものとする。

（水質調査の実施及び報告）

第16条 条例第22条第1項に規定する水質調査は、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める頻度で行うものとする。

(1) 別表第2の左欄に掲げる項目（次号に掲げる項目を除く。） 年1回以上
（特定事業の期間が1年未満の場合は、その期間中に1回以上）

(2) 別表第2の左欄に掲げる項目のうち、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物 月1回以上

2 前項第2号に規定する項目に係る調査の結果が別表第2の右欄に掲げる基準を超過した場合は、条例第22条第2項の規定により、直ちに市長に報告するとともに、直ちに同表の左欄に掲げる全ての項目について、調査を行うものとする。

3 前2項の調査は、別表第2の左欄に掲げる項目ごとに、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に規定する方法に準じた方法により行うものとする。

- 4 第1項及び第2項の調査実施の結果は、当該調査実施後1月以内に、水質調査結果報告書（様式第16号）により市長に報告するものとする。
- 5 前項の報告には、土壤汚染対策法第3条第1項に規定する環境大臣が指定する者又は計量法第107条の規定による登録を受けた者が発行した水質調査の結果を証する書面を添付するものとする。
- 6 条例第22条第1項ただし書に規定する規則で定める事業は、市街化区域において、都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可を要する行為とする。
- 7 条例第22条第2項に規定する規則で定める水質の基準は、別表第2の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

（申請書等の公開）

第17条 条例第23条の規定により公開する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第12条の規定により提出した第8条第1項及び第2項第1号に規定する書類の写し
 - (2) 条例第21条第3項の規定により報告した第15条第2項に規定する様式第15号の写し
 - (3) 条例第22条第1項の規定により報告した前条第4項に規定する様式第16号の写し
- 2 前条各号の書類の公開は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める日から条例第24条第1項及び条例第25条の規定による届出を行った日まで行うものとする。
- (1) 前項第1号に規定する書類 条例第8条の規定による許可を受けた日の翌日
 - (2) 前項第2号に規定する書類 条例第21条第1項に規定する検査を行った月の翌月の初日
 - (3) 前項第3号に規定する書類 条例第22条第1項に規定する水質調査を行った月の翌月の初日
- 3 条例第23条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 磁気ディスクの配布

(2) 特定事業の実施のために設置した事務所その他の場所における紙媒体での記録の閲覧

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める方法

4 条例第23条ただし書に規定する個人情報であって規則で定めるものは、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条第1号又は第2号に該当する情報とする。

（特定事業の廃止の届出）

第18条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業廃止届（様式第17号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

(1) 特定事業を廃止する時の事業区域の構造を示す平面図及び断面図

(2) 特定事業を廃止する時の事業区域の状況を示す写真

(3) 特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講じた措置の内容を示す書類及び図面

(4) 特定事業を廃止する時に実施した自然環境の保全上の支障を除去するために講じた措置の内容を示す書類及び図面

2 条例第24条第2項に規定する水質調査の報告は、別表第2の左欄に掲げる全ての項目について、第16条第3項に定める方法により行い、その結果を様式第16号により報告するものとする。

3 前項の規定による報告には、土壤汚染対策法第3条第1項に規定する環境大臣が指定する者又は計量法第107条に規定する登録を受けた者が発行した水質調査の結果を証する書類を添付するものとする。

4 条例第24条第3項に規定する水質基準は、別表第2の右欄に掲げるとおりとする。

（特定事業の完了の届出）

第19条 条例第25条において準用する条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業完了届（様式第18号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

(1) 特定事業を完了する時の事業区域の構造を示す平面図及び断面図

(2) 特定事業を完了する時の事業区域の状況を示す写真

(3) 特定事業を完了する時に実施した自然環境の保全上の支障を除去するために講じた措置の内容を示す書類及び図面

2 前条第2項から第4項までの規定は、条例第25条において準用する条例第24条第2項の規定により行う水質調査の報告及び同条第3項に規定する水質基準について準用する。

(譲受け)

第20条 条例第26条第1項に規定する規則で定める書類の様式は、様式第19号のとおりとする。

2 前項の書類には、第8条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(相続等の届出)

第21条 条例第27条第2項の規定による届出は、特定事業相続等届出書(様式第20号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 戸籍謄本(法人にあっては、登記事項証明書)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第3章 保証金の預託

(保証金の預託)

第22条 条例第32条第1項に規定する規則で定める規模は、事業区域の面積が50,000平方メートル以上であるもの又は事業区域のうち緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例(平成3年4月条例第2号)第4条第3項に規定する緑地の保全区域若しくは同条第4項に規定する緑地の育成区域の面積が25,000平方メートル以上であるもの(都市計画法第29条第1項又は第2項に規定する許可の対象となる事業は除く。)とする。

2 条例第32条第1項ただし書に規定する規則で定める方法は、条例第32条第2項の規定により算定した額(以下この項及び事項において「算定額」という。)の2分の1に相当する額を条例第12条の規定による許可の申請時に、算定額の2分の1に相当する額を特定事業の期間の年数(当該期間が1年を超え

る場合であって1年未満の端数がある場合はこれを切り捨てた年数をいう。)で除して得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額。以下この項において「分割額」という。)を毎年3月31日までに預入することにより行うものとする。ただし、その期間が1年未満である特定事業に係る保証金については、条例第32条第1項本文に規定する方法により預入するものとする。

3 前項本文の規定にかかわらず、算定額の2分の1に相当する額と分割額に当該年数を乗じて得た額との差額がある場合は、初めて分割額を預入する際に、分割額に当該差額を合算した額を預入するものとする。

4 第2項本文の規定にかかわらず、最後の分割額の預入(第2項本文に規定する年数が1である場合は、初めての分割額の預入)は、第2項本文の規定を適用したとしたならば最後に分割額を預入すべきものとされる期限の日(第2項本文に規定する年数が1である場合は、初めて分割額を預入すべきものとされる期限の日)と特定事業の期間の最終日の6月前の日のいずれか早い日までに行うものとする。

5 条例第32条第3項に規定する規則で定める書類は、保証金に係る預金債権に関する質権設定契約書(以下「質権設定契約書」とする)とする。

6 前項に規定する質権設定契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 保証金の額
- (2) 質権の被担保債権に関する事項
- (3) 質権設定の手続きに関する事項
- (4) その他必要な事項

7 条例第32条第3項に規定する質権設定契約の締結に必要となる費用は、条例第8条、条例第16条第1項及び条例第26条第1項の許可を受けようとする者の負担とする。

(保証金の使途)

第23条 条例第33条第2項に規定する協定は、保証金に関する協定書(以下「協定書」という。)とする。

2 前項に規定する協定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 協定の目的
- (2) 対象となる工事及び区域
- (3) 保証金の充当に関する事項
- (4) 保証金残額の返還に関する事項
- (5) 工事により築造された施設等の所有及び管理に関する事項
- (6) その他保証金の使用に関する必要な事項

第4章 土地所有者の責務

(土地所有者による土砂埋立て等の施工状況の確認)

第24条 条例第35条第1項に規定する施工状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行うものとする。

- (1) 施工状況が、条例第11条第1項及び第3項の規定による同意の際説明を受けた内容に相違していないこと。
- (2) 当該特定事業区域において、土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

2 前項の場合において、条例第11条第1項及び第3項の規定に基づき、特定事業の実施について同意した土地所有者が、施工状況の確認を行うことが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより施工状況の確認を行うことができる。

第5章 土砂搬入禁止区域

(土砂搬入禁止区域の指定)

第25条 条例第37条第2項(条例第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、市公報により行うものとする。

- (1) 土砂搬入禁止区域を指定する場合 土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積、指定の期間、指定の理由並びに土砂搬入禁止区域の区域を示す図面
- (2) 土砂搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂搬入禁止区域の位置並びに区域及び面積

第6章 雑則

(身分証明書の様式)

第26条 条例第37条第6項及び条例第41条第2項に規定する証明書の様式は、様式第21号のとおりとする。

(公表)

第27条 条例第42条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可の取消し等に係る土砂埋立て等の概要
- (2) 許可の取消し等を行った理由

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年6月条例第10号）第7条第2項及び第4項の命令を受けた者に係る同条第1項の土壌安全基準の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

土砂等に含まれる物質	基 準	
	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
クロロエチレン（別名塩化	検液1リットルにつき	—

ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002ミリグラム以下であること。	
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—

ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	検液 1 リットルにつき 0.02ミリグラム以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき 水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1 キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつき セレン0.01ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01ミリグラム以下であること。	—
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	検液 1 リットルにつき 0.006ミリグラム以下であること。	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01ミリグラム以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき 鉛0.01ミリグラム以下	土壌 1 キログラムにつき鉛150ミリグラム

	であること。	以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 リットルにつき 砒素 0.01 ミリグラム以下 であること。	土壌 1 キログラムにつき 砒素 150 ミリグラム以下 であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつき ふっ素 0.8 ミリグラム 以下であること。	土壌 1 キログラムにつき ふっ素 4,000 ミリ グラム以下であるこ と。
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下で あること。	—
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつき ほう素 1 ミリグラム以 下であること。	土壌 1 キログラムに つきほう素 4,000 ミリ グラム以下であるこ と。
ポリ塩化ビフェニル（別名 P C B）	検液中に検出されない こと。	—
有機りん化合物（ジエチル パラニトロフェニルチオホ スフェイト（別名パラチオ ン）、ジメチルパラニトロ フェニルチオホスフェイト （別名メチルパラチオ ン）、ジメチルエチルメル カプトエチルチオホスフェ イト（別名メチルジメト ン）及びエチルパラニトロ フェニルチオノベンゼンホ スホネイト（別名 E P N）	検液中に検出されない こと。	—

に限る。)		
ダイオキシン類	—	土壌 1 グラムにつき 1,000ピコグラム-T E Q 以下であること。

備考

- 1 測定方法は、市長が定める測定方法によること。
- 2 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。
- 3 ダイオキシン類に係る値は、2，3，7，8－四塩化ジベンゾーパラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 4 1，2－ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第16条関係）

有害物質の種類（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条各号に規定する物質）	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に基づく排水基準 (ミリグラム/リットル)
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機 ^{りん} 燐化合物（パラチオン，メチルパラチオン，メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003

トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	1
1, 2-ジクロロエチレン	シス体 : 0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10 海域に排出されるもの 230
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8 海域に排出されるもの 15
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に10分の4を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100
1, 4-ジオキサン	0.5